平成25年3月15日 告示第25号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時における家具の転倒等による被害を軽減するため、市内において自ら居住する住宅(以下「自宅」という。)の家具の転倒等を防止するための対策を講じる者に対して、予算の範囲内において香美市家具転倒防止等対策費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象世帯)

第2条 補助金の交付の対象となる世帯は、市内に住所を有する世帯とする。ただし、別表に掲げる いずれかに該当すると認められる場合を除く。

(補助対象経費)

- 第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が、次に掲げる器 具等の購入に要する費用とする。ただし、安全対策に明らかに寄与しない工事に要する費用は除く。
 - (1) 家具転倒防止器具等
 - (2) ガラス飛散防止フィルム 既存ガラスの種別が、合わせガラス等の飛散防止のおそれのない ものではないこと及びJIS A 5 7 5 9 のガラス飛散防止性能(記号A、記号B)を満足するもので あること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、15,000円を上限とし、その額に100円未満の端数が生じた場合は、 これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、香美市家具転倒 防止等対策費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものと する。
 - (1) 支払証拠書類
 - (2) 高知県税を滞納していないことを証明する書類
- 2 申請は、1世帯につき1回限りとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この 限りでない。

(補助金交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、補助金交付申請書類を審査し、補助金の交付が適当と 認めるときは、香美市家具転倒防止等対策費補助金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに 申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付が不適当と認めるときは、香美市家具転倒防止等対策 費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。 (補助金の請求及び支払)
- 第7条 申請者は、前条第1項の通知を受けたときは、香美市家具転倒防止等対策費補助金交付請求 書(様式第4号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金 を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

- 第8条 市長は、申請者が次の各号に該当した場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年3月15日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成27年3月20日告示第34号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年8月15日告示第115号)

この告示は、平成28年8月15日から施行する。

附 則(令和6年4月1日告示第72号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の香美市家具転倒防止等対策費補助金交付要綱の規定については、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に購入された器具等に対する補助金の交付について適用し、施行日前に購入された器具等に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

別表 (第2条関係)

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。) 第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に 規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問 その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執 行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の 団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。) が暴 力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、 又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に 損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

年 月 日

香美市長 様

申請者

郵便番号

住 所

民 岩

電話番号

香美市家具転倒防止等対策費補助金交付申請書

家具転倒防止等対策品を購入したので、香美市家具転倒防止等対策費補助金交付要綱第 5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額

円

購入金額				円	
購入日		年	月	日	
対策品の名称					
家屋の種類	持家 ・ 借家 ・	アパート・	市営住宅	・ その他 ()
家屋等の承諾	□家具転倒防止	等対策品の設置	について家	(主の承諾を得て	こいます。
(持家以外の時				※チェックをプ	入れること
に必要です。)	(家主:)			

添付書類

- (1) 支払証拠書類
- (2) 高知県税を滞納していないことを証明する書類

様式第2号(第6条関係)

第 号 年 月 日

様

香美市長

香美市家具転倒防止等対策費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった香美市家具転倒防止等対策費補助 金については、下記により交付いたします。

記

交付金額 金 円

補助の条件

借家、市営住宅等の明渡しの際には、家具転倒防止対策品及びそれに付属する物の取外しは各自自費をもって行い、原状に復す等の対策を取ること。

様式第3号(第6条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

香美市長

香美市家具転倒防止等対策費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった香美市家具転倒防止等対策費補助 金については、下記の理由により不交付とします。

記

不交付の理由

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

香美市長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

ED

香美市家具転倒防止等対策費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった香美市家具転倒防止等対策費補助金を香美市家具転倒防止等対策費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求額

金

円

(付記)

上記の補助金は、次の金融機関の口座に振り込んでください。

	\$	り	が	な					
1	П	座	名	義					
	2 金融	₩ 88		銀行	Ţ		支店		
2		四出	機	関		農協	5		支所
3	3 口座の種類及び番号		普通		当座	No.			

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)